平成２２年（フ）第１０７号
岐阜県可児市清水ケ丘５丁目47番地
債務者　藤田　恵介
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２９４号
三重県津市白塚町2866番地　ハイツドヌール102、前住所三重県多気郡明和町大字有爾中1155番地259
債務者　北村　香織（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８２１号
京都市伏見区羽束師鴨川町53番地13
債務者　安部　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２８号
京都府京田辺市草内鐘鋲割42番地１　１―115号室
債務者　山口　麻友（債務発生時の姓末）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３６号
京都市伏見区桃山水野左近東町26番地の２　第二グリーンハイツ２階10号室
債務者　石村　　一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３４号
京都市西京区上桂東ノ口町194番地　ラ・ティエール桂302
債務者　石田　和代
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９０号
京都市右京区太秦馬塚町17番地６
債務者　泉　　政江
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９２号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地26―304
債務者　片岡　依子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４７号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目４番12―203号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目２番21―105号
債務者　渡邉　賢二
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２７号
兵庫県西宮市池田町２―21―301、住民票上の住所兵庫県西宮市中前田町３番４号
債務者　村川　初美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目23番13―202号、前住所神戸市北区藤原台中町７丁目４番２号
債務者　テルミこと　山本　輝顕
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５８号
鳥取県鳥取市吉成２丁目３番17号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地94
債務者　大谷　和美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６５号
鳥取県鳥取市若葉台北２丁目11番４号
債務者　横山　　幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４９号
愛媛県松山市小坂１丁目１番12号　グランシェル12―603号
債務者　白石　晴香
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８３号
愛媛県松山市竹原町１丁目４番地11
債務者　角田　和士
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８５号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地３　サンクレスタ緑町201号
債務者　濵之上久志
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９３号
愛媛県松山市高砂町３丁目125番地の２
債務者　掛水　福廣
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
松山地方裁判所